平成２８年（フ）第１２３９号
福岡市博多区板付５丁目１番33―206号
債務者　月本祐香こと　李　　祐香
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧　　智浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３３０号
福岡市東区三苫５丁目１番68―202号
債務者　堀出　和彦
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　俊明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３３１号
福岡市東区名島３丁目29番26―202号
債務者　堀出　孝子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　俊明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７１０号
福岡県糸島市二丈武340番地23
債務者　浦方　芳伸
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柏　　真人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８８１号
福岡市早良区室住団地45番202号
債務者　樋口　友江
1　決定年月日時　平成29年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室屋　敏弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９２９号
福岡市中央区薬院３丁目12番10―418号
債務者　田中運送こと　田中　　徹
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福島あい子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９３０号
福岡市西区泉２丁目２番32号
債務者　瀬木　　悟
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古賀　純子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８０号
大阪府大東市灰塚５丁目３番29号
債務者　萩野　　裕
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　速見　禎祥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１７６号
北海道帯広市西16条南６丁目20番３号　グローリー166・203号室
債務者　海野　　宏
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１４８８号
埼玉県川口市飯塚２丁目14番20号
債務者　高木　利夫
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６５９号
さいたま市西区大字二ツ宮198番地２
債務者　内田　浩正
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６２０号
埼玉県越谷市大字袋山346番地
債務者　椎野　吉雄
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７１６号
埼玉県草加市吉町４丁目３番32―101号
債務者　高橋　敏勝
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７４８号
埼玉県三郷市早稲田３丁目29番地13、旧住所埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2637番地３
債務者　佐藤　淳哉
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２号
埼玉県三郷市三郷１丁目14番地３　ハイツカトレア101
債務者　黒江　好子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２４０号
大阪府岸和田市下松町２丁目５番23―305号、申立時の住所大阪府岸和田市門前町３丁目２番４号
債務者　家治　秋宏
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５６０号
大阪府和泉市仏並町184番地４、住民票上の住所大阪府和泉市下宮町323番地
債務者　松下　利子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５６１号
大阪府貝塚市久保80番地　13棟401号
債務者　岩井眞理子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係